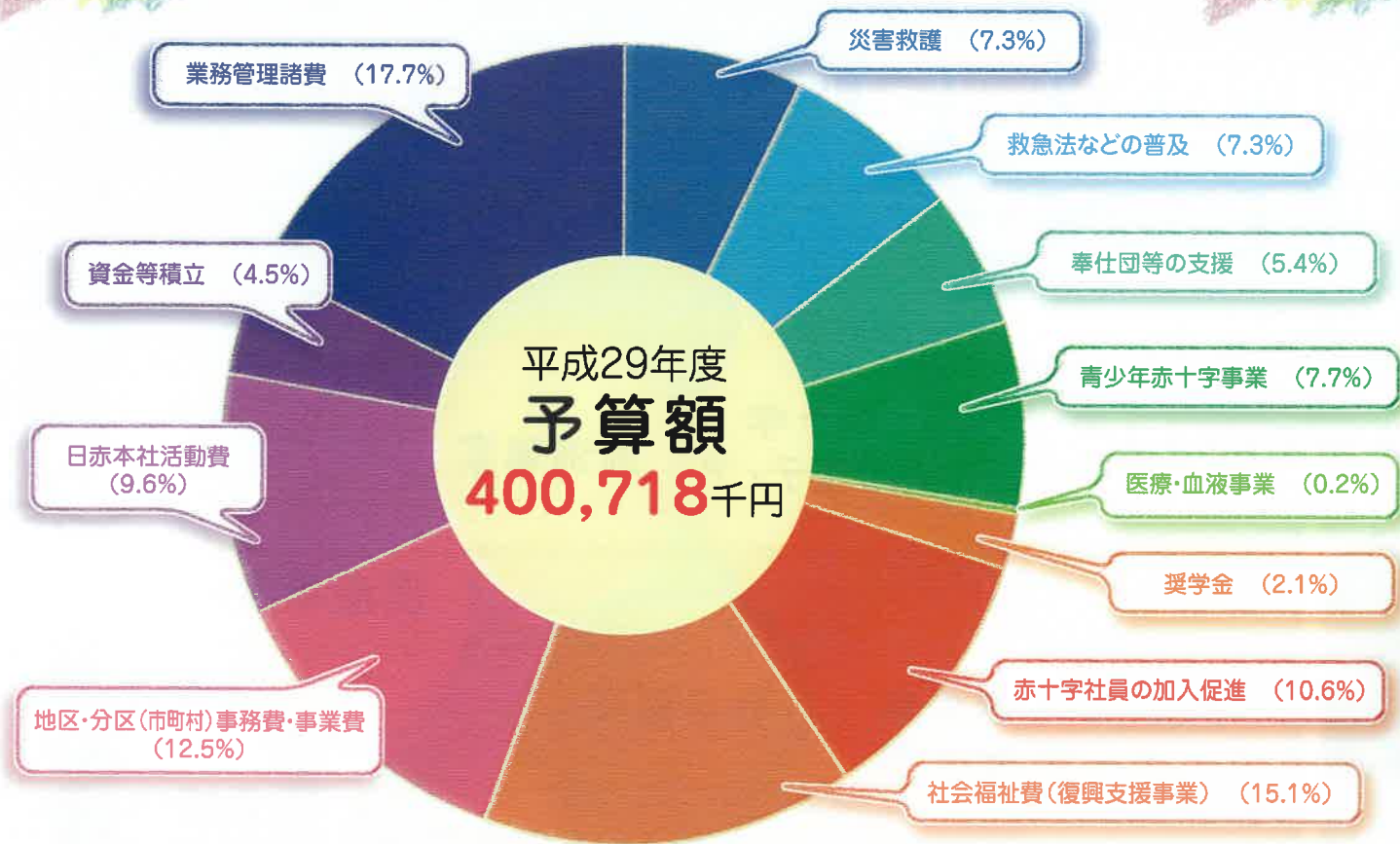


皆さまから寄せられた活動資金は、様々な事業に活用されます。



※上記予算額には、世界の赤十字社(赤新月社)から寄せられた海外救援金が含まれています。

日本赤十字社では、皆様からのご協力に感謝して表彰制度を用意しています。

特別社員	<p>称号与通知書 陶器製門標 日赤太郎 ※希望により選択できます</p> <p>一時又は数次(10年以内)に2万円以上のご協力をくださった方</p>	支部長感謝状	<p>感謝状</p> <p>一時又は累計で10万円以上20万円未満のご協力をくださった方</p>	社長感謝状	<p>感謝状</p> <p>金色有功章受賞後50万円に達した程度(分納額の合算可)</p>
	<p>銀色有功章 陶器製門標 日赤太郎</p> <p>一時又は累計で20万円以上50万円未満のご協力をくださった方</p>		<p>金色有功章(男性用) 金色有功章(女性用)</p> <p>一時又は累計で50万円以上のご協力をくださった方</p>		<p>摩記 略章</p>

※年間100万円以上のご協力については、上記以外の表彰もございますので、詳しくは当支部までお問合せください。

●日本赤十字社への社費や寄付金に適用される税制上の優遇措置(要旨)

納入者区分	区分	関係根拠法令	適用期間	措置の内容
個人	所得税の控除	所得税法第78条第2項第3号	通年	寄付金の全額(ただし、上限は寄付者の年間所得総額の40%まで)から2千円を差し引いた額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。
	個人住民税の控除	地方税法第37条の2及び同法施行令第7条の17の3	通年 (課税金額:上限(380万円)に達しなかった場合)	総務大臣が毎年指定告示する日赤事業に対してなされる寄付金の全額(ただし、上限は寄付者の年間所得総額の30%まで)から2千円差し引いた額の10%が寄付者の住民税額から控除されます。(居住地の都道府県支部に寄付の場合のみ適用)
	相続税の非課税	相続税特別措置法第70条	通年	寄付した相続財産の価格は、相続人の納めるべき相続税の課税価格に算入されません。
法人	法人税の控除(指定寄付金)	法人税法第37条第3項第2号に基づく財務省告示	4月~9月 (課税金額:上限(530万円)に達しなかった場合)	財務大臣が毎年指定告示する日赤事業に対してなされる寄付金の全額が、法人の寄付金損金算入限度額にかかわらず損金の額に算入されます。
	法人税の控除(特定公益増進法人に対する寄付金)	法人税法第37条第4項	通年	通常の寄付金の損金算入限度額とあわせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額が損金の額に算入されます。

日本赤十字社福島県支部

〒960-1197 福島市永井川字北原田17 | TEL 024-545-7997(代表) | FAX 024-545-7923 | <http://www.fukushima.jrc.or.jp>  
または、最寄りの市役所・町村役場、社会福祉協議会の赤十字担当窓口へおたずね下さい。



赤十字の活動は、皆さまのご寄付に支えられています。  
かけがえのない命を守り続けていくために活動資金へのご協力をお願いいたします。

# 日本赤十字社の使命

わたしたちは、  
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、  
いかなる状況下でも、  
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。



日本赤十字社福島県支部  
支部長 内堀 雅雄

県民の皆さまには、日頃より日本赤十字社の活動に対し、温かいご支援を賜り心から感謝申し上げます。  
東日本大震災及び原発事故から丸6年が経過し、県内では復興に向けた動きが活発になってきてはいるものの、今もなお、8万人近くの県民が県内外での避難生活を余儀なくされるなど、本県の復興はいまだ途上にあります。  
日本赤十字社福島県支部は、昨年4月の熊本地震において、発生直後から医療救護班やこころのケアチームを派遣し、避難所等で医療救護・支援活動を展開いたしました。  
このような赤十字の事業・活動は県民の皆さまからの善意の支援金等により行っています。  
今後も「人間のいのちと健康、尊厳を守る」という日本赤十字社の使命を果たすため、従来からの災害救護活動や国際救援、医療事業、血液事業等に加え、急速に進む高齢化を踏まえた高齢者支援活動や地域の防災力向上に向けた取り組みも積極的に展開してまいりますので、県民の皆さまには日本赤十字社の活動資金について格別のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成29年4月

# 赤十字は皆さまのご支援(寄付)が必要です いのちを救う(人道)活動を続けるために 活動資金のご協力をお願いいたします

## 災害救護活動



災害時には医療救護班を派遣します。日頃から災害に備えた訓練や研修、資器材の整備を行っています。

## 救急法等普及



いのちと健康を守る講習会の普及。

## 赤十字ボランティア



赤十字ボランティアは地域の福祉ニーズに対応した活動をしています。

## 青少年赤十字



児童生徒も世界の平和と福祉に貢献するよう活動をしています。

## 青少年赤十字

## 赤十字ボランティア

## 血液事業

## 医療事業

## 社会福祉

## 災害救護活動

## 看護師等育成

## 国際活動

## 救急法等普及

## 国際活動



災害や紛争の発生した地域で、赤十字のネットワークを活かし、包括的な活動に取り組みます。



ハートちゃん

### 赤十字の活動資金にご協力をお願いします。

目安として年額500円以上のご協力をお願いしています。  
赤十字の活動資金には、社費と寄付金があり、年額2,000円以上の社費を継続してご協力いただいた方にはその累計額により表彰させていただきます。  
(※税制上の優遇措置あり)

#### ●地域の自治会や町内会としてご協力いただく方法



#### ●最寄りの市町村/社会福祉協議会の赤十字の窓口へ申し込みいただく方法



#### ●日赤の振込用紙でご協力いただく方法



#### ●自動口座引き落としでご協力いただく方法



#### ●インターネットからご協力いただく方法



#### ●その他のご協力方法

- 遺言や遺産相続での寄付
- 赤十字支援型自動販売機の設置



#### + あなたの思いを赤十字に

近年、ご遺族からご自身や故人の意思で社会のために役立ててほしいといったお申し出が増えています。日本赤十字社は、このような尊いご遺志に応えるために遺言によるご寄付(遺贈)、相続財産のご寄付を賜っております。